

○南城市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

令和4年3月31日

告示第49号

(目的)

第1条 この告示は、小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活に必要な用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、小児慢性特定疾病児童等とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等であつて、小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とはならない者（以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）をいう。

(給付の対象者)

第3条 用具の給付対象者は、本市に住所を有し、別表の「対象者」欄に掲げる在宅の小児慢性特定疾病児童等で、市長が必要と認める者とする。

2 別表の「種目」欄に掲げる頭部保護帽及びストーマ装具（蓄便袋、蓄尿袋）については、入院中又は施設入所中の者も対象に含むものとする。

(用具の種目等)

第4条 給付の対象となる用具の種目等については、別表に掲げるとおりとする。

2 用具は、1種目につき1個の給付とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる種目については、1か月単位で6か月分まで一括給付を可能とする。ただし、申請月と同月分の給付は、申請月の20日（その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前の開庁日）までに申請を行った場合に限る。また、年度を越える利用月分の給付はできない。

(1) ストーマ装具（蓄便袋、蓄尿袋）

(2) 人工鼻

(給付の申請)

第5条 用具の給付を受けようとする対象者及びその扶養義務者等（以下「扶養義務者等」という。）は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書（様式第1号）に、小児慢性特定疾病医療受給者証の写しとその他必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 用具の給付を受けた扶養義務者等は、給付を受けた日から別表の「耐用年数」欄に掲げる期間以内においては、同じ用具の申請をすることはできない。ただし、児童の成長等やむを得ない理由があると市長が認めたときは、この限りではない。

(給付の決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付調査書(様式第2号)を作成し、審査の上、給付の適否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の決定をしたときは、扶養義務者等に対して小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書(様式第3号。以下「決定通知書」という。)によりその旨を通知する。

- 3 前項の場合において、給付を決定したときは、決定通知書とともに、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券(様式第4号。以下「給付券」という。)を扶養義務者等に交付するとともに、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付委託通知書(様式第5号)により、業者に通知するものとする。なお、委託業者は南城市障害者等日常生活用具給付事業の契約業者に準ずる。

- 4 市長は、第1項の審査により用具の給付の要件に該当しないと認めるときは、その理由を付し、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付却下通知書(様式第6号)により、扶養義務者等に通知するものとする。

(用具の管理)

第7条 前条第1項による給付の決定に基づき、扶養義務者等は善良なる管理者の注意義務をもって当該用具を管理しなければならない。

- 2 扶養義務者等は、用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。

(用具の返還)

第8条 市長は、扶養義務者等が前条の規定に違反したときは、当該用具の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(費用の負担)

第9条 用具の給付決定を受けた扶養義務者等は、その収入の状況に応じて、用具の給付に要する費用の一部又は全部を負担(以下「利用者負担」という。)しなければならない。

- 2 利用者負担の額の基準は、小児慢性特定疾病対策総合支援事業実施要綱(平成29年5月30日健発0530第12号厚生労働省健康局長通知)別添2徴収基準額表によるものとする。ただし、費用が別表の基準額を超える場合は、その差額分を別途利用者負担とす

る。

3 市長は、前項の利用者負担の額を、決定通知書に記載するものとする。

4 扶養義務者等は、原則として、給付に係る利用者負担の額を、当該用具を納品したときに直接業者に支払うものとする。

(費用の支払)

第10条 市長は、用具の給付に必要な経費から前条第4項の規定により扶養義務者等が業者に支払った額を控除した額を業者に支払うものとする。この場合において、用具の給付に必要な経費の上限は、別表に掲げる額とする。

(給付台帳の整備)

第11条 市長は、用具の給付の状況を明確にするために、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付台帳（様式第7号）を整備するものとする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。